

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを年1台、3ヶ年で計3台購入する。 (2022～2024年度)	ノンステップバス 3台購入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の介助技術向上	車両ごとに異なるスロープの仕組みについて理解を深め、高齢者・障がい者の円滑な乗降を補助できるように、技術の向上を図る。	計画通り実施し、乗務員の技術向上に取り組んだ。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス運行情報の提供	バスロケーションシステムで情報提供しているノンステップバス運行車両について、車いす利用者等に周知する。	広く周知を行い、システムの向上に努めた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす利用者の事前予約推奨	バス停周辺の道路構造や運用車両によって、車いすでの乗降が難しいバス停もあることから、事前予約を広く周知する。	お問い合わせ時等に事前予約への理解を求めるなどし、周知拡大に努めた。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両によるスロープの特性について	車両によってスロープの仕組みが違う為、その対応方法や固定ベルトの取り付け方法をマニュアル化し、乗務員定例ミーティング等で教育を実施する。	作成したマニュアルを基に、乗務員への教育を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
一般のお客様に向けた啓発活動	車内の優先座席について、ステッカーの掲示や車内の案内放送を使った啓発活動に努める。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

道路の形状や歩道の高さにより車いすの利用が困難なバス停について、各協議会にて意見を求め、引き続き検討を重ねる。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページへの掲載

(4) その他

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板を備 えたもの	うちリ フトを備え たもの
前年度車 両数	117	59	34	25				58	55		2	3			
年度内に 供用を開始した車 両数	9	7	3	4				2	2		1				
年度内に 供用を廃止した車 両数	14	9	1	8				5	3			2			
年度末車 両数	112	57	36	21	0	0	0	55	54	0	3	1	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月18日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

弊社が保有している乗合バスの内、ノンステップ・ワンステップ・リフト付きバス導入割合が53.6%であることから、車両の老朽化にあわせ定期的に移動円滑化基準に適合したバス車両を購入し、バリアフリー化を進める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを年1台、3ヶ年で計3台導入する。 (2025～2027年度) ※2024年度は3台導入

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の介助技術向上	車両ごとに異なるスロープの仕組みについて理解を深め、高齢者・障がい者の円滑な乗降を補助できるように、技術の向上を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス 運行情報の提供	バスロケーションシステムで情報提供しているノンステップバス運行車両について、車いす利用者等に周知する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす利用者の事前予約推奨	バス停周辺の道路構造や運用車両によって、車いすでの乗降が難しいバス停もあることから、事前予約を広く周知する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両によるスロープの特性について	車両によってスロープの仕組みが違う為、その対応方法や固定ベルトの取り付け方法をマニュアル化し、乗務員定例ミーティング等で教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
一般のお客様に向けた啓発活動	車内の優先座席について、ステッカーの掲示や車内の案内放送を使った啓発活動に努める。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

道路の形状や歩道の高さにより車いすの利用が困難なバス停もあることから、各協議会で対応策を検討していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V 計画書の公表方法

自社ホームページへの掲載

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。